

北九州市就業支援施設運営業務に係る プロポーザル実施説明書

「北九州市就業支援施設運営業務」を、効果的かつ円滑に実施するため、以下のとおり、プロポーザルを実施し、業務委託の受託候補者を特定するもの。

1 業務内容等

(1) 業務委託名

北九州市就業支援施設運営業務

(2) 委託期間

令和5年7月1日～令和8年3月31日（2年9カ月）

(3) 目的及び業務内容

北九州市就業支援施設運営業務に関する仕様書のとおり

(4) 業者選定

公募型プロポーザル

(5) 事業に係る予算上限額

302,225千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※本公募は、令和5年度予算成立を前提としており、本業務委託の契約締結は、令和5年度予算成立後とする。

【内 訳】

（単位：千円）

業務名	R5年度	R6年度	R7年度	合計
若者ワークプラザ北九州運営事業	49,575	66,100	66,100	181,775
ウーマンワークカフェ北九州運営事業	15,000	20,000	20,000	55,000
高齢者就業支援センター運営業務	17,850	23,800	23,800	65,450
合 計	82,425	109,900	109,900	302,225

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加を希望するもの（以下、「参加希望者」という。）は、次の要件をすべて満たす法人又は複数の法人によるグループとする。なお、グループの場合は、(1)～(3)の要件を全ての構成員が満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格および審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項に規定する有料職業紹介事業の許可を得ていること。
- (5) 国、地方公共団体及び民間企業等で若者、高齢者又は女性に対する就労支援業務の実績があること。
- (6) 企画提案した事業の実施が可能であること。
- (7) プロポーザル説明会に出席していること。

- (8) グループの構成員は、単独での参加又は他のグループの構成員として、重複して参加しないこと。
- (9) グループで参加する場合は、代表する法人を定めること。

3 参加資格の喪失

参加希望者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、参加資格を失うものとし、また、すでに提出された提案は無効とする。

- (1) 前項に規定する参加資格の要件を満たすものではなくなった場合
- (2) 不正な利益を図る目的で選考委員会の委員等と接触した場合
- (3) 提案書に虚偽の記載をしたことが判明した場合

4 実施スケジュール

項目	日時
告知開始日	令和5年3月1日(水)
説明会参加票受付期間	令和5年3月1日(水)～3月6日(月) 12:00
施設見学申し込み期間	令和5年3月1日(水)～3月6日(月) 17:00
プロポーザル説明会	令和5年3月7日(火)
施設見学 ※希望者のみ	令和5年3月7日(火)及び3月8日(水)
質問書の受付期間	令和5年3月7日(火)～3月13日(月) 12:00
参加申出書の受付期間	令和5年3月7日(火)～3月20日(月) 12:00
企画提案書等受付期間	令和5年3月22日(水)～3月31日(金) 12:00
審査 (プレゼンテーション)	令和5年4月14日(金) (予定)
結果通知	令和5年4月21日(金)

5 プロポーザル説明会

参加希望者は、下記の説明会に必ず参加すること。ただし、グループで参加する場合は、グループのうちいずれか1社が説明会に参加すれば可とする。

- (1) 日時
令和5年3月7日(火) 13時から2時間程度を予定
- (2) 場所
西日本総合展示場新館3階 304会議室 (小倉北区浅野3丁目8番1号)
- (3) 出席者
各事業者2名以内 (グループ参加の場合は各社1名以内)
- (4) 内容
公募型プロポーザル実施説明書、各施設概要、仕様書等に関する説明

6 説明会参加票の提出

説明会への参加希望者は、以下のとおり「(様式1) 説明会参加票」を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年3月6日(月) 12時まで

(2) 提出先

「12問い合わせ先」と同じ

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること。返信メールが届かない場合は、電話により受信確認を行うこと。

7 施設見学

各施設の見学を希望する場合は、令和5年3月6日(月)17時までに、「12問い合わせ先」へ電子メールにより連絡すること。返信メールが届かない場合は、電話により受信確認を行うこと。(同日程以外の見学は不可。)

なお、その場では企画提案書に関する質問は受け付けない。

施設	所在区	日時
若者ワークプラザ北九州 ウーマンワークカフェ北九州	小倉北区	令和5年3月7日(火) 15時～15時30分
北九州市高齢者就業支援センター	戸畑区	令和5年3月8日(水) 9時30分～10時
若者ワークプラザ北九州・黒崎	八幡西区	令和5年3月8日(水) 11時～11時30分

8 質問

質問がある場合は、「(様式2) 質問書」により行うものとする。

(1) 質問書の提出期限

令和5年3月13日(月) 12時まで

(2) 質問の受付方法

「12問い合わせ先」へ電子メールにより提出すること。返信メールが届かない場合は、電話により受信確認を行うこと。

電話及び口頭による質問は受け付けない。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ直接電話で問い合わせをする。

(3) 質問に対する回答方法

「(様式1) 説明会参加票」に記載の連絡先に対し、電子メールにより随時回答することとし、遅くとも3月17日(金)までに回答する。

(4) 回答の扱い

質問の回答が本実施要領、仕様書等の内容と相違する場合は、質問の回答をもって本実施要領、仕様書等の内容に変更があったものとする。

9 参加申出書の提出

参加希望者は、以下のとおり「(様式3) 参加申出書」を提出すること。期限までに提出がない場合は、本件に参加できない。

(1) 提出期限

令和5年3月20日(月) 12時まで

(2) 提出先

「12問い合わせ先」と同じ

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること。返信メールが届かない場合は、電話により受信確認を行うこと。

10 企画提案書等の提出

参加希望者は、期限までに下記の書類を提出すること。なお、提出された書類は返却しない。また、提案に係る費用については、事業者の負担とする。

(1) 提出書類・部数

ア (様式4) 企画提案書提出書 13部(正本1部(代表者印)、副本12部)

イ (様式5) 事業者概要 13部

・グループで参加する場合、事業者ごとに提出すること。

ウ (様式6) グループ構成表 13部(グループでの参加者のみ)

エ (様式自由) 就業支援業務の実績 13部

・A4サイズ用紙、片面、2ページ以内

・過去5年度(平成30年度～令和4年度)内の若者、高齢者又は女性に対する就業支援業務の実績を記載すること。

・実施場所、実施期間、業務への関わり(主催・受託・下請け)、業務の実施範囲、内容、実績などを簡潔に記載すること。

・グループで参加する場合、事業者ごとに提出すること。

オ (様式自由) 企画提案書 13部

・A4サイズ用紙、片面、30ページ以内(表紙や目次を除く。)

・カバー等はせず、ア～オの一式をステープル止めで提出すること。

カ (様式自由) 必要経費見積書

・正本1部(社名、代表者印入り。)、副本12部

・見積書は委託期間の総額(各施設ごとの内訳)、年度別・施設別内訳がわかるように作成すること。

・役割別の人件費、運営費(消耗品、研修費など)項目や数量を明確にすること。

・総額及び各施設の年度別の金額が「1-(5)事業に係る予算上限額」の範囲内であること。

キ 有料職業紹介事業の許可書の写し 1部

(2) 提出受付期間

令和5年3月22日(水)～3月31日(金) 12時必着

(3) 提出先

「12問い合わせ先」と同じ

(4) 提出方法

郵送又は持参。(郵送の場合は、必ず応募者から到着の確認電話を行うこと。)

※なお、プレゼンテーションの説明の順番は企画提案書受付順とする。

(5) 受付時間

平日9時～17時 (12時から13時は除く。最終日は12時まで)

※時間厳守。この期間以外の受付は一切しない。

(6) その他

ア 提出期限後の資料の追加・変更は認めない。

イ 提出期限を過ぎた場合、失格とする。

1.1 企画提案書の内容

- (1) 事業実施にあたっての基本的な考え方（総論）
- (2) 実施体制
- (3) 業務の質や利用者目標の達成のための工夫
- (4) 利用者に対する支援方法
- (5) 仕様書に示す業務に加えて独自に提案する業務
- (6) これまでの関連・類似事業の実績・信頼性
- (7) 提案内容に対する見積金額の適正性・効率性

1.2 審査方法

市が設置する審査委員会において、プレゼンテーションによる審査を実施し、評価点（合計点）が最も高かった事業者を最優秀提案者として選定する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、プレゼンテーションを実施せず、審査対象物による選考（書類選考）のみを行うことがある。

(1) プレゼンテーション開催日時

令和5年4月14日（金）（予定） ※日時等は後日調整の上、参加希望者に連絡する。

(2) 場 所

北九州市役所本庁舎7階 71会議室（北九州市小倉北区城内1番1号）

(3) 説明者

各事業者3名以内（グループ参加の場合も3名以内）

(4) 方 法

プレゼンテーション20分、質疑応答10分（予定）

なお、パソコン・プロジェクター等を使用することは認めない。

(5) 説明資料

提出した企画提案書のみを使用する。追加資料の提出は認めない。

(6) 審査基準

審査の評価項目、評価の着眼点は別紙「企画提案書の項目及び評価のポイント」のとおり。

なお、参加者が1社の場合でも審査を実施するが、審査の結果、審査委員会の全構成員の評価点の平均点が180点未満（300点満点）の場合は、選定しないものとする。

また、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、見積金額が低額の者とする。

1.3 審査結果の通知

受託候補者を特定した時は、提案者全員に次の事項を通知する。

(1) 受託候補者として特定した又は受託候補者として特定されなかった旨

(2) 当該提案者の順位及び点数

(3) 受託候補者として特定されなかった提案者については、その理由について、所定の期限までに説明を求めることができる旨

14 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、市ホームページに次の事項を公表する。

- (1) 受託候補者の商号又は名称
- (2) 提案者数
- (3) 提案者（受託候補者のみ商号又は名称を表示）の評価結果
- (4) 審査委員会の委員（外部委員を含む）の氏名及び職名
- (5) 審査委員会における主な意見
- (6) 市の主な特定理由

15 契約の締結

- (1) 市は、審査結果の通知後に、受託候補者と当該業務委託に係る詳細について必要な協議を行う。この協議において、企画提案書に記載した提案内容について、業務受託候補者からの変更は原則認められない。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものについては除く。
- (2) 協議が整った場合は、業務受託候補者はあらためて見積書を提出すること。仕様書と見積書を精査のうえ、随意契約による契約の締結を行う。
- (3) 契約保証金は、契約額の100分の5以上の額とする。ただし、契約の相手方が、北九州市契約規則（以下「契約規則」という。）第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
- (4) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな受託候補者として手続きを進める。受託候補者が契約締結の日までに本市から指名停止を受けた場合も同様とする。
- (5) 受託候補者が「3参加資格の喪失」に該当することが判明した場合は、受託候補者としての資格を取り消す。この場合は、上記（4）と同様に処理を行う。
- (6) その他、本書に定めのない事項は、関係法令及び契約規則などの関係規程の定めに従い処理する。

16 その他

- (1) 本件の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本件プロポーザルに係る配布資料は、応募に係る以外の目的で使用しないこと。
- (3) 契約締結後、「北九州市物品等供給契約競争入札結果等の公表要領」に基づき、件名、契約の相手方、金額等を市のホームページで公表する。
- (4) 北九州市情報公開条例に基づき、本件プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開できるものとする。
- (5) 参加申出書の提出後、企画提案を希望しない場合は、企画提案を辞退することが可能である。この場合でも、以後、不利益な取り扱いを受けることはない。提案を辞退する場合は、電子メールにて、辞退届（様式自由）を提出すること。
- (6) グループで参加する場合、グループの代表となる事業者は、有料職業紹介事業の許可を得ていること。なお、グループで有料職業紹介事業の許可のない事業者が参加している場合、当該事業者は職業紹介に関与しないこと。

17 問い合わせ先

北九州市産業経済局雇用政策課

(北九州市役所本庁舎7階)

担 当：村瀬、沖野、武宮

電 話：093-582-2419

メー ル：san-koyou@city.kitakyushu.lg.jp

住 所：北九州市小倉北区域内1番1号